

## 目安制度創設に至るまでの議論

## 1 最低賃金のあり方について諮問(昭和 50.5.30)

今後の最低賃金制のあり方に関する諮問について(昭和 50.5.30)

わが国の社会経済情勢は、近年著しく変化しており、今後は経済も安定成長へと大きな転換をしようとしているが、中小企業問題も賃金格差もなお大きく残されている。かかる情勢のもとで最低賃金制が労働者の労働条件の改善に果たす役割はさらにその重要性を増してくるものと思われ、労働 4 団体から全国一律最低賃金制の統一要求が提出されるとともに、野党 4 党による同趣旨の最低賃金法案が国会に提出されたことに留意するものである。

これらの実情を踏まえ、今後の最低賃金制のあり方について、全国一律最低賃金制の問題を含め本審議会の調査審議を求めることとする。

なお、労働 4 団体の全国一律最低賃金制についての統一要求及び野党 4 党の最低賃金法案を重要参考資料として提出する。

諮問しようとする趣旨は上の通りであり、全国一律最低賃金制に対する労働 4 団体の要求、4 野党の法案提出が重要な契機になったところであるので、全国一律最低賃金制をとり入れるに当たっての諸問題を含め本審議会において検討されるようお願いする。

答申までの期間については、本審議会の独自の決定にゆだねるべきものであるが、できる限り速やかに審議されることを期待する。

(参考) 全国一律最低賃金制確立のための統一要求書 (昭和 50. 2. 10 労働 4 団体)

われわれ労働組合は一致して、全国一律最低賃金の法制化を政府に要求することを決定しました。

政府は、早急に下記のわれわれの統一要求項目に沿った、全国一律最低賃金の法制化を実現するため、しかるべき措置を講ぜられるよう要請します。

なお、これが具体化にあたっては、労働組合の意見を十分に尊重されるよう重ねて要請します。

記

1 決定方式

(1) 全国一律最低賃金の法制化をはかること。

なお、この決定により実効性のあがらない産業、業種、地域に関しては、全国一律最低賃金にうわづみすることができるとすること。

(2) 労働協約の拡張適用を制度化すること。

2 決定基準

最低賃金額の決定は、生計費、賃金事情を基準に毎年改訂すること。

3 決定機構

最低賃金を決定する権限をもつ最低賃金委員会を次のとおり設置すること。

(1) 最低賃金委員会を中央、地方にそれぞれ設置すること。

(2) 最低賃金委員会は、労使同数の委員とそれより少数の斡旋的立場の中立委員をもって構成すること。

(3) 労使委員は、それぞれの団体で推せんし、中立委員の選出は、労使委員の同意を要すること。

以上

2 昭和 50 年 5 月諮問から昭和 51 年 3 月小委員会中間報告までの議論（本審）

| 労働者側  | 使用者側  |
|---|---|
| <p>(S50. 8. 15) 現在の制度の運営は実際上は地賃中心の制度。やはり中央がもっと基準行政の基本をたてる意味において、中央が主体的にやるべきだという意味で、決定方式について全国全産業一律を中心にした決定方式を中央が主体的に追求をしていく。</p> <p>(S50. 8. 15) (非常に決定が時間的におくれるという) タイムラグの問題も重要。また、川を 1 つ越えたら違った額が出てくるような方式は憲法、労働基準法の趣旨からおかしいの</p> | <p>(S50. 8. 15) 全国的なという意味では、ほとんど業種別、職種別が出来ており、地域別最賃ができて、ほとんど全労働者は含まれている。それを一つの意思に基づいて一律にバツとやるか、いろいろ労働市場の実態に即応して、実効性のあるようにしてやっていくか、やはり実情に即してやるのが当然だ。</p> <p>(S50. 8. 15) 一律制をとっているところは世界的にみてもそうあるわけではなく、国の実情によってそれぞれ違ってい</p> |

ではないか。全国的な視野に立って賃金の事情の変化、物価の事情、労働経済の事情に対応するような機動的なものも狙わなければならないし、憲法 25 条、14 条の趣旨からいって国の力によって労働者の所得についてのミニマムを設定する。

(S50. 8. 15) 現行法の問題点は、地域最低賃金のアンバランスに現れている。それぞれの条件に応じて、自然成長的に決められてきている。こういうあり方で果たして最賃法の制度目的にかなうかどうか。賃金決定は客観状況で決められることは否定しないが、一応の指導やガイドとかいうものの考え方が求められてくるのではないか。

(S50. 8. 15) 統一した基準、統一した意思で最低賃金が必ずしも決められていない。何も 3600 万人を 1 つの最低賃金制で一人の落ちこぼれもなく実施するなどということは考えていない。実際出来るものではないし、やろうとすれば実効性が薄いものになる。

(S50. 8. 15) 最低賃金制を実施していくには、賃金や物価や生活の統一した総合的な意思把握、実態把握が必要。すくなくとも最低賃金を考えていく低所得者、いわゆる低賃金層とか組織もないような低賃金層の生活実態や労働時間や賃金状態が統一的に把握されていない。いまの最低賃金では統一した意思で、統一した基準で最低賃金を決めて賃金の構造を改革していくといった機能が不十分だ。

る。イギリスも業種別、職種別に 57 も 58 も審議会があつてやっている。フランスは SMIC は一律だが、協約最低賃金が 4 分の 3 くらいカバーしている。また、SMIC は最初は 11 くらいの地区に段階を設けて、20 年近い歴史を経てようやく全国 1 本の地域になった。歴史を尊重して、悪いところは少しずつ直していくのが妥当。

(S50. 9. 29) 最低賃金制はそれぞれの国の事情によって異なった制度をとっている。全国一律最賃制だけが万能薬ではない。

(S50. 9. 29) 各国の最賃制もそれぞれの国情に合うように運営され、長い歴史的経過を経て今日に至っている。日本の最賃制もそれなりに苦心の歴史を持っている。この歴史を否定すればただ単に経済を混乱させるだけで益はない。

(S50. 9. 29) 日本の経済は二重・三重の構造を持っており、大企業と中小零細企業の賃金格差はもちろん、地域別にも業種別にも賃金の格差がある。この状態は 45 年の中央最賃審議会の答申以後も変わっていないし、かえって悪化している。

(S50. 9. 29) 日本経済の二重・三重の構造を一挙に変革できる方途があるのか。この構造の変革がない限り全国一律最賃制はただ経済を混乱させるだけである。

(S50. 9. 29) 45 年の答申の中で全国一律制について「全国全産業一律制については、なお地域間、産業間の賃金格差がかなり大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待し得ない」として一定の結論が出されている。今は低成長だからそれが悪化している。

|   |   |
|---|---|
| <p>(S50. 9. 29) 制度上の問題点として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 47 都道府県に地賃が設置され、対象労働者の選択、金額決定及び改訂の時期、方法やその考え方、あるいは諸手当の取扱いなど、全てが地賃に一任されているために、その統一性一貫性が欠け、その結果最低賃金制の基本目的であるべき「国全体の最低労働基準」としての視点が本来的に失われており、ひいては企業の公正競争確保の役割も何ら果たしていないこと。</li> <li>2. 「最低労働基準」としての考え方が欠如していることにより、企業の「支払い能力」基準が実態として重視され、結果として全体としての賃金の改善、特に格差構造の改善に機能せず、賃金事情の後追いとなっていること。</li> <li>3. 審議会が諮問機関であることから、労使の直接的討議の場としての性格が失われがちであり、ひいては政府の政治的介入を容易に許すおそれのあること</li> <li>4. 賃金が毎年四月改訂という社会的条件のある中で、スライド制のないこともあって、最低賃金の改訂が大幅におくれ、それもバラバラに行われて統一的改訂の実を上げていないこと。</li> <li>5. 法第 11 条に基づく拡張適用方式は日本の産業構造や労使関係などの実体を踏まえていない結果、その活用が皆無に等しいこと。</li> <li>6. 多数の最低賃金が存在する結果、最低賃金の社会的規範性が乏しく、基準監督行政の不備もあいまって最低賃金法の権威が失われていること。</li> </ol> | <p>(S50. 11. 14) 最低賃金制度は世界の数多くの国々に設けられており、その制度は国々における産業、経済、文化、社会構造等を背景にそれぞれ異なった特徴を持って制定されている。わが国の最低賃金制度も独自の国情に基づいて定められ、長い歴史的過程を経て運営されており、現行制度の適切な運用を図ることによって十分な機能を果たすことができるものとする。</p> <p>(S50. 11. 14) 現在決定されている最低賃金額は業種及び地域別に格差が存在している。しかし、これらの決定は地方最低賃金審議会において実情にてらし決定されたもので当然の結果である。</p> <p>(S50. 11. 14) いわゆる全国一律最低賃金制の主張の中には一律最低賃金への業種別、地域別上積みを認めているが、このことは格差の存在を認めることを物語るものにほかならない。</p> <p>(S50. 11. 14) 所得不均衡の是正、賃金格差解消、経済の二重構造の改善等の手段として、全国一律最低賃金制を機能させようとする考え方は、最低賃金制度の本質ではない。</p> |
|---|---|

(S50. 12. 15) 討議の中で提起された問題

1 中賃の機能に関わる問題

金額のアンバランスの問題、手当の取扱いのような制度面でのアンバランス、統一性、一貫性の問題

2 水準に関連する問題

金額決定の際にどのような考え方を採るかという決定基準に関連する問題、社会保障制度と最賃との関連

3 最賃の対象労働者のとらえ方の問題

対象労働者の選択

4 改定に関連する問題

①改定時期が遅れると言う問題

②賃金改定が1年サイクルで行われることと最賃改定との対応をどう考えるかという問題

③改定の効率化の問題、機動的改定

### 3 昭和 51 年 3 月小委員会中間報告

中央最低賃金審議会小委員会報告(昭和 51.3.22 本審了承)

1. 最低賃金制の現状について、地域最賃の普及に伴い、この際、最賃制の本質、地域最賃の性格、産業別最賃との関係、適用労働者の範囲等について、検討の要があることについては意見の一致をみた。
2. 一方、地域最賃の決定の過程、ならびに決定額の地域別格差等の現状からして、地域最賃の決定方式について何らかの改善の必要が論じられた。
3. 以上の論議の結果、当面、最賃決定において、中央最低賃金審議会の積極的機能を発揮する方向について検討することを適当とすることに決した。

(S51. 3. 22) 金子小委員会委員長説明

- そもそも、最低賃金制の本質は何かということに立ち返り、現在の最賃制のあり方を反省し、今後のあり方を考えるべきという意見があった。地域最賃というものもかつては落ち穂拾いてきなもの、産業別最賃でカバーされない部分を地域最賃でカバーするというような感触のものであったが、地域最賃の性格も一般的最賃というような性格になっている。この際、一般的最賃と産業別最賃との関係を考え直すという議論があった。
- 各県に独立した審議会があり府県ごとに決めるという形を取っていても結果として全部同じ額になるとか、同じような条件のところではほとんど額が変わらないという現状もある。実際の決定機構がそれだけ各府県の主体的、独立的決定をあくまでも維持しなければならないかどうか。そういう地域最賃の現状について何らかの改善の必要があるのではないか。
- 中央というものが積極的に最低賃金の決定方式に機能を持つということが一番重要なポイント。論点は互いに関連しているので、糸口として中央が積極的な機能を持つことから今後の検討を始めたらどうか。
- 中央最低賃金審議会の積極的機能という言葉は広い意味を持っており、全国一律最低賃金制というのも一つの決定方式だし、クラス別の広域的な最賃制を決めるというのも、決めるのは地方審議会だけれども決めることについての決定の基準、あるいは目安を決めると言うのも積極的機能の中に入る。全国一律最賃だけが積極的機能の対象ではない。

4 昭和 51 年 3 月小委員会報告から昭和 52 年 12 月答申までの議論

| 労働者側   | 使用者側   |
|--|--|
| <p>① 全国的な最低賃金を中央最低賃金審議会で決定し、これをもとに、上積みが必要な地域については、中央最低賃金審議会が上積みの基準を提案するかあるいは各ランクごとの上積みの最低額を決定すべきである。</p> <p>② 地域的特殊性をもって存在する低賃金の改善に当たっては、地域の実体を配慮し得る地方最低賃金審議会の機能を評価する。</p> | <p>① 最低賃金の調査、審議は、地方最低賃金審議会を主体とし、その自主性を尊重する方式が最善であり、中央最低賃金審議会の積極的機能の発揮は、地方最低賃金審議会のより一層の機能発揮に資する方向を基本とすべきである。</p> <p>② 最低賃金の決定に当たって全国的に統一的な処理を行う必要がある事項については、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対して援助、助言を行うことの必要性を否定するものではない。</p> |

## 5 昭和 52 年 3 月小委員会中間報告

### 中央最低賃金審議会小委員会報告（昭和 52.3.29 本審了承）

#### 1 審議経過

- (1) 当小委員会は、昨年 3 月 22 日に総会に報告し、その了承を得たとおり、その後「最賃の決定において、中央最低賃金審議会の積極的機能を発揮する方向」について検討をすすめてきた。
- (2) この検討過程においては、上記の方向に沿った具体的提案として次の 2 つの基本的考え方が主張され、これらを中心に論議がなされた。
  - (i) 全国的な最低賃金を中央最低賃金審議会で決定し、これをもとに上積みが必要な地域については、中央最低賃金審議会が上積みの基準を提案するか、あるいは各ランクごとの上積みの最低額を決定するものとする
  - (ii) 最低賃金の調査、審議は、地方最低賃金審議会を主体とし、その自主性を尊重する方式が最善であり、中央最低賃金審議会の積極的機能の発揮は、地方最低賃金審議会のより一層の機能発揮に資する方向を基本とすること。
- (3) 上記の具体的提案をめぐる論議においては、(ii) の考え方をとる立場においても、最低賃金の決定にあたって全国的に統一的な処理を行う必要がある事項については、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対して援助、助言を行うことの必要性を否定するものではないとの見解が明らかにされ、また、(i) の考え方をとる立場からも、地域的特殊性をもって存在する低賃金の改善にあたっては、地域の実態を把握しうる地方最低賃金審議会の機能を評価する見解が示された。
- (4) また、地域別最低賃金の決定実績については、昭和 51 年度の状況が従来に比し円滑であったことは評価されたが、今後とも同様な状況が期待できるかについては、問題があるという見解も表明された。
- (5) さらに、当委員会の公益委員は、昨年 11 月 17 日に開催された全国最低賃金審議会会長会議の席上において、その意見をきく機会を得たところであるが、その主要なものは次のとおりであった。
  - (i) 地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担の問題、高齢者の扱いその他適用労働者の範囲の問題など全国的に統一的な処理が必要な事項については、中央最低賃金審議会が考え方を整理し、提示することが望ましいこと。

(ii) 全国的な最低賃金を中央最低賃金審議会において審議決定する方式は、現状においては条件が熟しておらず、時期尚早と考えられること。

(6) 当小委員会においては、以上のような経過を背景に、昨年 12 月から、公益委員と労働者側委員および使用者側委員との個別的会合を行うなど小委員会意見のとりまとめの努力を続けてきた結果、今日までの段階においては、次の点について結論が得られた。

## 2 得られた結論

都道府県ごとの地方最低賃金審議会において、最低賃金を審議決定することを原則とする現行の最低賃金の決定方式は、今日なお、地域間、産業間の賃金格差がかなり大きく存在し、したがって依然として地域特殊性を濃厚にもった低賃金の改善に有効である。

しかしながら、現行方式は最低賃金の決定について全国的な整合性を常に確保する保障に欠けるうらみがあることも否定しえない。したがって、当面の最低賃金制のあり方としては、地方最低賃金審議会が審議決定する方式によることを基本としつつ、その一層適切な機能発揮を図るため、全国的な整合性の確保に資する見地から、中央最低賃金審議会の指導性を強化する次のような措置を講ずる必要がある。

(1) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項（①地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担、②高齢者の扱いその他適用労働者の範囲、③最低賃金額の表示単位期間のとり方など）について、できるだけ全国的に統一的な処理が行われるよう、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示する。

(2) 最低賃金額の改定については、できるだけ全国的に整合性のある決定が行われるよう、毎年中央最低賃金審議会がそのときの情勢に応じ、何らかの方針を作成し、これを地方最低賃金審議会に提示するものとする。なお、この方針の具体的なあり方については、さらに若干の時間をかけて検討を行うこととする。



## 6 昭和 52 年 9 月小委員会報告

### 中央最低賃金審議会小委員会報告（昭和 52.9.28）

昭和 52 年 3 月 29 日の総会において了承された当小委員会の中間報告の「2 得られた結論」の(2)項（「最低賃金額の改定については、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、毎年中央最低賃金審議会がそのときの情勢に応じ、何らかの方針を作成し、これを地方最低賃金審議会に提示するものとする。」）の「何らかの方針」の具体的なあり方については、その後の検討の結果、以下のような「目安」が妥当であるとの結論に達した。

- (1) 地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会は、毎年、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を提示するものとする。
- (2) 目安は、一定時期までに示すものとする。
- (3) 目安提示については、昭和 53 年度より行うものとする。

#### （了解事項）

前述の小委員会報告をとりまとめるにあたり、次の事項を了承した。

- ① 目安は、都道府県内の地域格差、産業格差等を一切考慮しない各都道府県の低賃金層の平均状態を前提とし、全国的な整合性を配慮して描かれた最低賃金の水準を念頭におき、示されるものである。
- ② 地方最低賃金審議会においては、従来同様各都道府県内の賃金状態に応じた独自の判断を下すために、賃金実態調査、参考人の意見聴取、実地視察等を行い審議をすすめ、改定についての結論を得るまでの過程において、全国的なバランスを配慮するという観点から、中央最低賃金審議会が提示した目安を参考にするものであって、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

(S51. 3. 22) 金子小委員会委員長説明

- 従来、最低賃金の効率的運営ということについて、改定を2年ごとに行うとか毎年行うとかいうことが大分議論になったことがあったが、今回の目安は毎年示すと言うことが1つの重要なポイント
- 地方最低賃金の審議もスピードアップされてきた。目安を示す時期が遅くなると志と違うことになるため、目安は一定時期までに示すと言うことを確たる方針として謳っておく。
- 新しいやり方は来年度からやることをはっきりさせておく。
- 「了解事項」の①は、各地方にはそれぞれ細かい、あるいは独特の産業があり、特殊の事情があると思うが、ランク別の目安は全国的な整合性を配慮して描かれた最低賃金の水準を念頭におくもので、必ずしも各地域の細かい特殊の事情までは、当然、われわれとしては考えられない、だから全国的な整合性ということを中心とした目安であるということ述べたもの。
- ②にあるように、地方的な特殊の事情というようなものは、当然、従来どおり地方において考慮されて、必要があれば、それが反映されるということを否定するものではない。
- ここで拘束するものではないというのは、法律的な意味の拘束はしないということを述べたもので、全然拘束しなければ目安の意味がないから、本音は拘束というか、十分尊重されることを期待するが、法律的な意味では拘束するものということを念のために書いたもの

7 昭和 52 年 12 月答申

「今後の最低賃金制のあり方について(答申)」(昭和 52.12.15)

本審議会は、昭和 50 年 5 月 30 日労働大臣から今後の最低賃金制のあり方について諮問を受け、じ来、総会を 12 回、小委員会を 15 回開催して慎重に審議を重ねてきたが、別紙のとおり結論に達したので答申する。

(別紙)

わが国の最低賃金制は、これまでわが国の社会経済情勢に即しつつ推進が図られてきた。とくに昭和 46 年度以降は、昭和 45 年 9 月 8 日の本審議会の答申に基づいて「最低賃金の年次推進計画」が策定され、全ての労働者に最低賃金の適用を及ぼすことを目標とし、都道府県ごとに地域内の全労働者に包括的に適用される地域別最低賃金の決定がすすめられた結果、最低賃金の適用は飛躍的に拡大した。昭和 50 年度には、この地域別最低賃金が全都道府県において決定をみることとなったことにより、同計画の所期の目標は達成され、全国全産業の労働者に対しあまねく最低賃金の適用が及ぶこととなった。また、それとともに、賃金、物価等の動向を考慮し、最低賃金の迅速な改定が行われるようになり、いまや、最低賃金制はわが国経済社会に定着し、労使をはじめ社会一般の最低賃金制に対する関心と理解も従来に比し著しく高まった。

近年、わが国経済は安定成長へと大きく基調転換を遂げつつあり、最低賃金制をとりまく労働諸事情も変化してきている。過去の高度成長下においては、労働力需給の緊張を反映し、賃金水準も大幅に上昇し、なかでも若年労働者や中小企業労働者等従来賃金の低かった層における賃金上昇には著しいものがあった。しかしながら、今後は、労働力需給が緩和気味に推移することが予想され、立ち遅れた分野の労働条件の維持、向上が需給関係を通じ自律的に行われることを期待することは従来に比し困難となりつつあり、このような情勢のもとで、最低賃金制が低賃金労働者の労働条件の改善に果す役割はさらに重要性を増してくるものと考えられる。

このような段階において、わが国の今後の最低賃金制のあり方についての検討が本審議会に付託されたところである。

## 1 審議の経過

- (1) 本審議会における最低賃金制のあり方についての今回の審議においては、労働大臣から諮問のあった際重要参考資料として提出された労働 4 団体（日本労働組合総評議会、全日本労働総同盟、中立労働組合連絡会議、全国産業別労働組合連合）の全国一律最低賃金制についての統一要求および 4 政党（日本社会党、日本共産党、公明党、民社党）共同提案の最低賃金法案に留意しつつ、最低賃金の中央決定方式を中心として審議をすすめた。
- (2) 今後の最低賃金制のあり方について、中央決定方式を根幹とする制度を確立すべきであるとする考え方は、次のような基本的な見解と展望とに立つものである。
  - (i) 本来、最低賃金は、労働条件に関するナショナル・ミニマムの重要な一環をなすものとして、中央で決定すべきものである。
  - (ii) 今後のわが国においては、労働力の需給緩和にともない労働条件の自律的な平準化の動きにはあまり多くを期待し

えない事情にあるので、最低賃金の全国的基準の必要性はますます高まる。

(3) このような見解をめぐっては、次のような論議が行われた。

(i) わが国の最低賃金制の実績は、地方最低賃金審議会の調査審議に基づく決定を原則としつつ発展をとげてきたものである。一挙に中央決定へ転換をはかっても円滑な運用が可能かどうか疑問である。

(ii) ナショナル・ミニマムの設定は、中央決定に限定されるものではなく、全国的な整合性を確保することが重要である。

(iii) わが国の現実の状況の下では、すくなくとも賃金実態に即した地域別決定を考慮する必要がある。

(4) 他方、地方最低賃金審議会を中心とするこれまでの制度運用の実績については、次のような論議が行われた。

(i) 都道府県ごとに、最低賃金を独自に決定するものであるため、

① 最低賃金の決定における全国的な整合性を常に確保する保障に欠ける。

② 各都道府県においては、それぞれ相互間の比較を重視するなどの事情により、改定作業が遅延するおそれがある。

(ii) 地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担、高齢者の扱い、その他適用労働者の範囲などの点について、都道府県ごとにその理解と取扱いが区々になるおそれがあり、このことは地域別最低賃金が全国的に定着した現段階においては、とくに問題である。

(iii) これらの現状から、地域別最低賃金の決定方式について何らかの改善の必要がある。

(5) 以上の論議の結果、本審議会は、当面、最低賃金の決定において中央最低賃金審議会の積極的機能を発揮する方向について検討することを適当と認めた。

(6) 本審議会は、前述のような検討の方向に沿って論議をすすめ、次のような案について検討を行った。

(i) 全国的な最低賃金を中央最低賃金審議会で決定し、これをもとに上積みが必要な地域については、中央最低賃金審議会が上積みの基準を提案するか、あるいは各ランクごとの上積みの最低額を決定するものとする。

(ii) 最低賃金の調査、審議は、地方最低賃金審議会を主体とし、その自主性を尊重する方式が最善であり、中央最低賃金審議会の積極的機能の発揮は、地方最低賃金審議会のより一層の機能発揮に資する方向を基本とすること。

上記の案をめぐる論議においては、(ii)の案をとる立場においても、最低賃金の決定にあたって全国的に統一的な処理を行う必要がある事項については、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対して援助、助言を行うことの

必要性を否定するものではないとの見解が明らかにされ、また、(i)の案をとる立場からも、地域的特殊性をもって存在する低賃金の改善にあたっては、地域の実態を配慮しうる地方最低賃金審議会の機能を評価する見解が示された。

また、地域別最低賃金の決定実績については、最近の状況が従来に比し円滑であったことは評価されたが、今後とも同様な状況が期待できるかについては、問題があるという見解も表明された。

なお、全国最低賃金審議会会長会議で表明された種々の意見も参考とした。

以上の審議の結果、労働者側委員の一部の反対はあったが、次の結論が得られた。

## 2 得られた結論

都道府県ごとの地方最低賃金審議会において、最低賃金を審議決定することを原則とする現行の最低賃金の決定方式は、今日なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在し、したがって依然として地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効である。

しかしながら、現行方式は、最低賃金の決定について全国的な整合性を常に確保する保障に欠けるうらみがあることも否定しえない。したがって、当面の最低賃金制のあり方としては、地方最低賃金審議会が審議決定する方式によることを基本としつつ、その一層適切な機能発揮を図るため、全国的な整合性の確保に資する見地から、中央最低賃金審議会の指導性を強化する次のような措置を講ずる必要がある。

- (1) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項（①地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担、②高齢者の扱いその他適用労働者の範囲、③最低賃金額の表示単位期間のとり方など）について、できるだけ全国的に統一的な処理が行われるよう、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示する。
- (2) 最低賃金額の改定については、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会は、次により目安を作成し、これを地方最低賃金審議会に提示するものとする。
  - (i) 地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会は、毎年、47都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を提示するものとする。
  - (ii) 目安は、一定時期までに示すものとする。
  - (iii) 目安提示については、昭和53年度より行うものとする。